香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年8月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第6号

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則 香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則(令和2年香川県広域水道企業団規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
表 1 (第3条、第4条関係)				月	刂表 1	(第3条、第4条関係)				
	センター共通決裁事項	頁					センター共通決裁事項				
関係	事項	所長	決裁	決裁区分		関係	事項	所長	決裁区分		
事務		委任	所長	課長		事務		委任	所長	課長	
1	(1)~(26) 略					1	(1)~(10) 略				
_							(11) 庁舎敷地内における駐車を認めるこ	0		0	
般						般	と。				
関						関	(12) 庁舎又はその内部の室への立入りを	0		0	
係						係	禁止すること。				
事						事	(13) 庁舎内の会議室の使用を認めること。	. 0		0	
務						務	(14) 庁舎内における文書、図書等の頒布	0		0	
							若しくは掲示又は物品の販売等を許可す				
							ること。				
							(15)~(26) 略				
	備考 香川県広域水道企業団庁舎管理	規程(令和3	年香川	県広域							
	水道企業団企業管理規程第8号)のi	適用がある庁	舎につ	いては、							
	(11)から(14)までの事項は適用しない	/ \ ₀									
2~9	略 略					$2\sim 9$	·)略				
考 略					偱	請考 略	<u> </u>				

附則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。